

JU 長崎運営細則

1. 出品

(1)出品者は、車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。(希望コーナー、スタート価格、希望価格は必ず記入して下さい)

出品車は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく正確に記載された車両であること。

車両の搬出は、JU長崎に対して所定の搬出票(無い場合は免許証)を提出して行う。

出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合には、当該車両を再出品するものとみなす。この場合においては、再度、出品料を支払わなければならない。

◎ 出品自動車の評価基準

JU長崎の検査員が行う出品車の検査・評価基準は別表をもって定める。

出品者は出品車について、スタート価格及び希望価格(指し値)を記入しなければならない。

但し、調整人には10,000円以内の調整権限を与えるものとする。

指し値の指定があっても、出品者が指定の場所に希望価格を記入しAA出品時に不在の場合に限り20,000円の範囲内で調整人は指し値以下の価格で落札の決定ができるものとする。(不在価格が記入されている場合を除く)

出品車は全て日本オークション協議会の走行管理システムにて走行距離のチェックを行います。

もし、走行距離に改ざん等があった場合は書類不備流しと致します。

(2)福祉車両の消費税については原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。

申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。

但し、落札店より書類発送日より7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。(その際の判断はメーカーのお客様相談室に問い合わせ、新車時に非課税対象車両と回答があった場合のみ消費税を返還します。)

(3)ロープライスコナー及びリユースコーナーは一切ノークレームとなります。

但し、冠水車、消化器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。

2. 書類、代金の決裁と自動車税について

(1)出品者は、成約車の書類をオークション開催日より10日以内にJU長崎に提出して下さい。

委任状及び印鑑証明の有効期限は、AA開催月翌月末迄必要です。車検有効期限が翌月

松で切れる場合は納税証明書が必要です。(軽自動車除く)落札者は、難波一月の車両は翌月末迄に抹消、又は名義変更をしてコピーを速やかに事務局まで送付して下さい。また、車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札店より抹消依頼が可能です。

書類延滞ペナルティはAA開催日より10日以降過ぎたらペナルティ10,000円また翌日より1日×2,000円となっています。

(2)車両代金は、7日以内に現金、又は銀行振込にてお願いします。

《注意》入会后最初の落札車両は、車両代金の決済後に車両の搬出をお願いします。

AA当日の搬出は出来ません。

◎書類の有効期限について

(1)原則として書類の有効期限はAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、JU長崎に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札者が承諾して落札したのものとして受付ます。

(2)下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとする。

①記入有効期限より短い場合。

②有効期限が翌月末まで無いのに申告がされてない場合。

③有効期限の記載はされているがJU長崎到着時20日以上ない場合。

◎登録名義変更

(1)落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌月末迄に登録名義変更また抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU長崎へ提出をお願いします。

(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したのものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)

なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認しなければならない。

また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3000円を徴収します。

(2)落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため、自動車税還付譲渡手続が出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。

(3)名義変更期限を過ぎての名義変更については、中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。尚、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。

(4)落札者に交付された印鑑証明等の有効期限を切らしたり書類を紛失した場合、落札者はJU長崎を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出する。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。ただし、出品者が書類の差替え又は再交付の請求を受けた日から差替え1ヶ月、再交付2ヶ月の期間を経過した場合、落札者は書類の登録名義人に

直接移転登録手続等の請求をする事ができる。

(5)書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ず主催者組を通じ、ペナルティーは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。ただし、書類の紛失については、ペナルティーは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。

(6)落札者が名義変更前に交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者側に迷惑をかけた場合、落札者は出品者に30,000円のペナルティーを支払うものとします。

(7)登録名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

◎落札自動車の自動車税等(JU長崎細則)

(1)落札自動車がナンバー付きの場合、JU長崎はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。

又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として15,000円を落札者から預かります。

なお、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。

JU長崎は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。

①移転登録の場合。

原則として預託金の全額を出品者へ清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。

②抹消登録の場合。

抹消登録がAA開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。

③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。

落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求させていただきます。

④軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

(2)納税証明書については、落札店は車検満了日の前月から請求することができる(必ずJU長崎を介して申し出をすること)。

出品店はJU長崎から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降1日経過毎に2千円を加算する(JU長崎の休業日を除く)。

ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。

(3)非課税車両は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品者は清

算された預託金の全額を落札者へ返金するものとします。

(4)自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限りお取扱いいたしませんので出品者にて保管下さい。

(5)JU長崎が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車をJU長崎に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。

(6)自動車税が未納で落札店に不利益(車検が受けられない及び名義変更ができない等)を与えた場合は、自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円+以降1日経過毎に¥2,000を加算し(会場休業日は除く)、出品店に請求致します。

(自動車税納付期限内は除く)

3. クレームについて

(1)オークションでは全て中商連オートオークション統ルール及びJU長崎オークション規約を基準に裁定致します。

(2)保証書有りの申告で保証書が無い場合

保証書有りで保証書が無い場合はキャンセルを含むクレームとします。キャンセルの場合は、諸経費は出品者負担とし、クレーム期間は書類発送後7日以内また、メーカー規定保証期間車両(新車登録5年以内)についてはペナルティー2万円、保証期間経過車両についてはノーペナルティとします。

保証書は出品店の保管義務となっております。車内積込みで紛失した場合でも出品店責任となりますので、書類と一緒に保管して下さい。

(3)ワンオーナーの定義について

新車ユーザーから個人販売店の代表者登録(古物証コピー添付)は認めるが、出品時に検証コピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合は認めません。クレーム期限は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス2万円のペナルティーを落札者へ支払います。

(4)外板の溶接交換(リアフェンダー、サイドシル、コアサポート等)未申告の場合は、クレームとします。但し、R点、低価格車、評価点3点以下の場合はノークレームとします。

(5)低価格車のクレームについて

落札価格が20万円以下の車両は原則ノークレームと致します。但し、修復歴、エンジン、ミッション、デフ等の主要箇所欠陥が有る場合のみ「AA終了後1時間以内の搬出前まで」に限りクレームを受け付けます。

また、落札価格が10万円以下の車両につきましては、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

※上記におきましても冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、および書類上で分からないものはこの限りではありません。

(6)オークションでのクレームはすべてJU長崎を通して処理して下さい。出品者等への直接の問い合わせは認められません。オークション当日は、事務局のクレーム担当に申し出てください。

オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

(7)落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。また、出品店が落札店に直接連絡した場合も同様にペナルティー3万円とします。

(8)出品申込書に「エンジン・ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。なお、エンジンオーバーホールを要すものも含まれます。

(9) 落札車両を引き取りに来場したものの、後商談などで成約になっているにも拘わらず、出品店の連絡不足により車輛が後搬出されていた為に、車輛を引き取ることができなかったとの迷惑行為が発生した場合、キャンセルまたはペナルティ1万円(遺失利益・人件費は含みません)とします。

(10)消火器散布車の申告なしで、主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費とします。

4. 商談コーナーの注意事項について

※申し込み受付は、当該車両セリ終了後60分までとする。

最終応札者がセリ終了後5分間の申込優先権利があります。それ以外の方は先着順の商談受付とします。

※申込みは1台につき1回限りです。

※応札有りの場合は、最終応札価格 + 1万円以上より

※応札無しの場合は、スタート金額 + 1万円以上より

※後商談成立時の手数料は、落札料+1万円(税別)とします。

※5分間という時間の管理はセリ機によって行う

商談受付時間は、オークション終了後1時間までとする。また、会場から搬出された車両の商談は受け付けない。

※逆商談車両のクレームについては、通常の商談クレームと同様の扱いとします。

※商談成約車両はノークレーム扱いとなります。

○商談申込者

※申込店はFAX送信後、会場へ電話連絡をお願い板足します。電話確認をもって商談受付となります。

※申込店へ出品店の希望金額を連絡後、10分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとし、次の権利者と商談いたします。

※申込み後の取り消しはできません。また、訂正のある車両については、その内容を承諾しているものとして扱います。

※申込店及び出品店の確認が取れた時点で商談成立となります。

※申込み記入金額を出品店が了承(成約)した場合後のキャンセルは出品店の了解がない

とできません。

※時間にわたる保留は出来ません。出品店の了解を得た場合はこの限りではありません。

※長時間にわたる保留後の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約とします。

※サインは成約を形として残すだけで出品店が売る意思を示した場合は成約とします。

○出品者

※希望金額を提示して申込み者がいないと言った後、最初の金額で売ると言っても申込み者が了解しないと成約とはなりません。また、希望金額を高く変更することは認めません。

※商談中の車両は結果が出るまでAA会場より搬出してはなりません。

5. その他注意事項

(1) 会員毎の出品リスト、落札票、仮計算書などは、各自端末から印刷お願いします。

(2) 車両引取期限について

流札車

○翌週火曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。

○火曜日に会場に残っている車両は自動的に再出品となります。

落札車

○翌週火曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。

○木曜日に会場に残っている車両は自動的に再出品となります。

※コーナーは同じコーナーになります。

・再出品された車両は出品停止ができませんのでご注意ください。

・再出品後搬出を希望される方はセリ当日に書類不備流しの手続きを行なってください
(但し、出品料は頂きます。)

・搬出期限後の持ち帰り車両についても同様に出品料を徴収致します。

(3) 入札等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

① 出品店/落札店双方からの都合キャンセル期限は、オークション終了までに JU 長崎事務局へ申し出る事とします。

② 搬出後の落札店都合によるキャンセルは認められません。

③ キャンセル費用は、中商連運用規則の別表Ⅳに準ずる。

■ 九州ブロックオートオークション運営細則

- (1) 鍵は給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルできるものとし、(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとし、
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引き渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとし、
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとし、
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱いについて
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとし、
なお、出品店が関与している場合は、中販連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとし、
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について
主催A A会場から落札店までの陸送料金(実費)とします。
但し、落札車を他A A会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他A A会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理します。

(12) 先進運転支援システム（ADAS）の不良

レーダーブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

○電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとします。

○評価点付・商談を対象とします。他はノークレームとします。

(13) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

○機関関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとします。

○評価点付・R点・商談を対象とします。他はノークレームとします。

○充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとします。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万km超	クレーム裁定
先進運転支援システム (ADAS) の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車 両に限りクレームとする
ハイブリッドシステム の不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車 両に限りクレームとする。充 電ケーブルの不良は、初年度 登録から5年以内の車両に限 りクレームとする。

以上